

議第 1 1 号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正等に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
(手数料の種類及び金額)				(手数料の種類及び金額)					
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。					
種類		1件につき	件数区分等	種類		1件につき	件数区分等		
(1)の部～(39)の部 (略)				(1)の部～(39)の部 (略)					
(40) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この部において「法」という。)の施行に関する事務	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査(右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分(移転に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分)による。)	30㎡以下のもの	5,000	1申請をもつて1件とする。	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査(右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分(移転、大規模な修繕若しくは模様替に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分)による。)	30㎡以下のもの	7,000	1申請をもつて1件とする。	
		30㎡を超え100㎡以下のもの	9,000				30㎡を超え100㎡以下のもの		24,000
		100㎡を超え200㎡以下のもの	14,000				100㎡を超え200㎡以下のもの		56,000
		200㎡を超え500㎡以下のもの	19,000				200㎡を超え500㎡以下のもの		88,000
		500㎡を超え1,000㎡以下のもの	34,000				500㎡を超え1,000㎡以下のもの		115,000
		1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	48,000				1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの		167,000
		2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	140,000				2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの		238,000
		10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの	240,000				10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの		346,000
		50,000㎡を超えるもの	460,000				50,000㎡を超えるもの		613,000
		建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査					建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)の設置に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査		
	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査				小荷物専用昇降機の設置に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査		10,000		
	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査				建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)の設置に係る計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査		10,000		
	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査				小荷物専用昇降機の設置に係る計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査		7,000		
	工作物の築造に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査	8,000			工作物の築造に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査		18,000		
	工作物の築造に係る計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査	4,000			工作物の築造に係る計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査		8,000		

する審査		
建築物の工	30㎡以下のもの	<u>10,000</u>
事の完了検	30㎡を超え100㎡以下のもの	<u>12,000</u>
査申請及び	100㎡を超え200㎡以下のもの	<u>16,000</u>
完了の通知	200㎡を超え500㎡以下のもの	<u>22,000</u>
に対する審	500㎡を超え1,000㎡以下のもの	<u>36,000</u>
査（右欄に	1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	<u>50,000</u>
掲げる建築	2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	<u>120,000</u>
物の床面積	10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの	<u>190,000</u>
の合計の区	50,000㎡を超えるもの	<u>380,000</u>
分（移転に		
係るもの		
については、		
床面積の合		
計の2分の		
1の区分)		
による。)		
工作物の工事の完了検査申請及び完了の通知に対する審査		<u>9,000</u>
建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査の部分～建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査の部分（略）		
法の規定に基づいてなされた許可、承認、認可、指定、確認、検査、申請又は届出に関する証明書の交付の部分（略）		

(40)の2の部・(40)の3の部（略）

(40)の4 都市計画	開発行為の許可の申請に対する審査の部分～開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の部分（略）	1申請をも つて1件と
----------------	---	----------------

する審査		
建築物の工	30㎡以下のもの	<u>19,000</u>
事の完了検	30㎡を超え100㎡以下のもの	<u>24,000</u>
査申請及び	100㎡を超え200㎡以下のもの	<u>40,000</u>
完了の通知	200㎡を超え500㎡以下のもの	<u>57,000</u>
に対する審	500㎡を超え1,000㎡以下のもの	<u>74,000</u>
査（右欄に	1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	<u>104,000</u>
掲げる建築	2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	<u>183,000</u>
物の床面積	10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの	<u>260,000</u>
の合計の区	50,000㎡を超えるもの	<u>481,000</u>
分（移転、		
大規模な修		
繕若しくは		
模様替に係		
るものにつ		
いては、床		
面積の合計		
の2分の1		
の区分)に		
よる。)		
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の工事の完了検査申請及び完了の通知に対する審査		<u>48,000</u>
小荷物専用昇降機の工事の完了検査申請及び完了の通知に対する審査		<u>26,000</u>
工作物の工事の完了検査申請及び完了の通知に対する審査		<u>33,000</u>
建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		<u>120,000</u>
建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査の部分～建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査の部分（略）		
法の規定に基づいてなされた許可、承認、認可、指定、確認、検査、申請又は届出に関する証明書の交付の部分（略）		

(40)の2の部・(40)の3の部（略）

(40)の4 都市計画	開発行為の許可の申請に対する審査の部分～開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の部分（略）	1申請をも つて1件と
----------------	---	----------------

法（昭和 43年法 律第10 0号。以 下この部 において 「法」と いう。）の 施行に関 する事務	開発登録簿の写しの交付の部分・法の規定により既になされた許可、確認又は検査を受けた旨の証明書の交付の部分（略）		する。 1通をもつ て1件とす る。
	開発行為等に適合している旨の証明書の交付	350	

法（昭和 43年法 律第10 0号。以 下この部 において 「法」と いう。）の 施行に関 する事務	開発登録簿の写しの交付の部分・法の規定により既になされた許可、確認又は検査を受けた旨の証明書の交付の部分（略）		する。 1通をもつ て1件とす る。
	開発行為等に適合している旨の証明書の交付	350	
(40)の4の 2 宅地 造成及び 特定盛土 等規制法 （昭和3 6年法律 第191 号）第1 8条第1 項又は第 37条第 1項（第 15条第 1項又は 第34条 第1項の 規定によ り、第1 2条第1 項又は第 30条第 1項の許 可があつ	宅地造成及 び特定盛土 等に関する 工事の中間 検査の申請 に対する審 査	切土又は盛 土をする土 地の面積の 区分	1申請をも つて1件と する。
		500m <sup>2</sup> 以下のもの	2,900
		500m <sup>2</sup> を超え1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	2,900
		1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	3,400
		2,000m <sup>2</sup> を超え3,000m <sup>2</sup> 以下のもの	4,000
		3,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	5,700
		5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	5,700
		10,000m <sup>2</sup> を超え20,000m <sup>2</sup> 以下のもの	5,700
		20,000m <sup>2</sup> を超え40,000m <sup>2</sup> 以下のもの	11,000
		40,000m <sup>2</sup> を超え70,000m <sup>2</sup> 以下のもの	23,000
		70,000m <sup>2</sup> を超え100,000m <sup>2</sup> 以下のもの	40,000
		100,000m <sup>2</sup> を超えるもの	57,000

たものと  
みなされ  
た場合に  
限る。)の  
規定に関  
する事務

(40)の5の部～(40)の5の3の部 (略)

(40)の6 都市の低 炭素化の 促進に関 する法律 (平成2 4年法律 第84 号。以下 この部及 び(40)の 6の2の 部におい て「法」 という。) 第53条 第1項に 規定する 低炭素建 築物新築 等計画の 認定の申 請に対す る審査	低炭素建築 物新築等計 画認定申請 手数料	登録住宅性 能評価機関 が法第54 条第1項各 号に掲げる 基準に適合 することを 証する書面 を添付する 場合その他 岐阜県知事 (以下この 表において 「知事」と いう。)が定 める方法に よる場合	一戸建て住宅の項 (略)		1申請をも つて1件と する。	
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が1のもの の項～申請戸数が 10を超え25以下のもの の項 (略)		
				申請戸数が25を超え50 以下のもの		48,000
				申請戸数が50を超え100 以下のもの		85,000
				申請戸数が100を超え 200以下のもの		135,000
				申請戸数が200を超え 300以下のもの		170,000
				申請戸数が300を超える もの		181,000
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300㎡以下のもの の項～床面積が1,000㎡ を超え2,000㎡以下のもの の項 (略)		
				床面積が2,000㎡を超え 5,000㎡以下のもの		85,000
				床面積が5,000㎡を超え 10,000㎡以下のもの		135,000
	床面積が10,000㎡を超え 25,000㎡以下のもの	170,000				
	床面積が25,000㎡を超え るもの	213,000				
住宅以外の 建築物	床面積が300㎡以下のもの の項～床面積が1,000㎡ を超え2,000㎡以下のもの の項 (略)					

(40)の5の部～(40)の5の3の部 (略)

(40)の6 都市の低 炭素化の 促進に関 する法律 (平成2 4年法律 第84 号。以下 この部及 び(40)の 6の2の 部におい て「法」 という。) 第53条 第1項に 規定する 低炭素建 築物新築 等計画の 認定の申 請に対す る審査	低炭素建築 物新築等計 画認定申請 手数料	登録住宅性 能評価機関 が法第54 条第1項各 号に掲げる 基準に適合 することを 証する書面 を添付する 場合その他 市長が定め る方法によ る場合	一戸建て住宅の項 (略)		1申請をも つて1件と する。	
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が1のもの の項～申請戸数が 10を超え25以下のもの の項 (略)		
				申請戸数が25を超え50 以下のもの		49,000
				申請戸数が50を超え100 以下のもの		87,000
				申請戸数が100を超え 200以下のもの		138,000
				申請戸数が200を超え 300以下のもの		174,000
				申請戸数が300を超える もの		186,000
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300㎡以下のもの の項～床面積が1,000㎡ を超え2,000㎡以下のもの の項 (略)		
				床面積が2,000㎡を超え 5,000㎡以下のもの		87,000
				床面積が5,000㎡を超え 10,000㎡以下のもの		138,000
	床面積が10,000㎡を超え 25,000㎡以下のもの	174,000				
	床面積が25,000㎡を超え るもの	218,000				
住宅以外の 建築物	床面積が300㎡以下のもの の項～床面積が1,000㎡ を超え2,000㎡以下のもの の項 (略)					

		床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	85,000
		床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	135,000
		床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	170,000
		床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	213,000
その他の場合	ア	一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この部、(40)の6の2の部、(40)の7の部、(40)の7の2の部、(40)の8の部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	18,000
	イ	一戸建ての住宅(アに掲げる住宅を除く。)	36,000
	ウ	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号	
		申請戸数が1のもの	18,000
		申請戸数が1を超え5以下のもの	34,000
		申請戸数が5を超え10以下のもの	49,000
		申請戸数が10を超え25以下のもの	71,000

		床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	87,000
		床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	138,000
		床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	174,000
		床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	218,000
その他の場合	ア	一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この部、(40)の6の2の部、(40)の6の3の部、(40)の7の部、(40)の7の2の部、(40)の8の部、(40)の8の2の部、(40)の9の部及び(40)の9の2の部において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	19,000
	イ	一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	28,000
	ウ	一戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。)	37,000
	エ	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号	
		申請戸数が1のもの	19,000
		申請戸数が1を超え5以下のもの	36,000
		申請戸数が5を超え10以下のもの	51,000
		申請戸数が10を超え25以下のもの	74,000

イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が25を超え50以下のもの	106,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの	160,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの	228,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	295,000
	申請戸数が300を超えるもの	336,000
エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸	申請戸数が1のもの	36,000
	申請戸数が1を超え5以下のもの	73,000
	申請戸数が5を超え10以	103,000

イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が25を超え50以下のもの	112,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの	169,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの	241,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	311,000
	申請戸数が300を超えるもの	354,000
オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸の部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が1のもの	28,000
	申請戸数が1を超え5以下のもの	55,000
	申請戸数が5を超え10以下のもの	78,000
	申請戸数が10を超え25以下のもの	110,000
	申請戸数が25を超え50以下のもの	162,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの	236,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの	325,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	426,000
	申請戸数が300を超えるもの	490,000
カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸	申請戸数が1のもの	37,000
	申請戸数が1を超え5以下のもの	75,000
	申請戸数が5を超え10以	105,000

部分（ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。）	下のもの		
	申請戸数が10を超え25		<u>145,000</u>
	以下のもの		
	申請戸数が25を超え50		<u>208,000</u>
	以下のもの		
	申請戸数が50を超え100		<u>298,000</u>
	以下のもの		
	申請戸数が100を超え200以下のもの		<u>404,000</u>
オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	申請戸数が200を超え300以下のもの		<u>529,000</u>
	申請戸数が300を超えるもの		<u>622,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>116,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>146,000</u>
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>191,000</u>
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>298,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>382,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>456,000</u>
カ 住宅以外の建築物	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		<u>532,000</u>
	用途に応じ一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用い	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>92,000</u>
		床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>117,000</u>

部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。）	下のもの		
	申請戸数が10を超え25		<u>148,000</u>
	以下のもの		
	申請戸数が25を超え50		<u>212,000</u>
	以下のもの		
	申請戸数が50を超え100		<u>305,000</u>
	以下のもの		
	申請戸数が100を超え200以下のもの		<u>413,000</u>
キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	申請戸数が200を超え300以下のもの		<u>541,000</u>
	申請戸数が300を超えるもの		<u>635,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>118,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>149,000</u>
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>195,000</u>
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>304,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>390,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>466,000</u>
ク 住宅以外の建築物	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		<u>543,000</u>
	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する	<u>94,000</u>
		床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	
		床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>120,000</u>

た知事が定める計算方法（以下この表において「モデル建物法」という。）による場合	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>154,000</u>
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>248,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>324,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>390,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>457,000</u>
その他の場合	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>242,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>303,000</u>
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以	<u>391,000</u>

場合	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>158,000</u>
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>256,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>334,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>402,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>471,000</u>
その他の場合	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>247,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>309,000</u>
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以	<u>399,000</u>

				下のもの	
				床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>558,000</u>
				床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>687,000</u>
				床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>812,000</u>
				床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	<u>926,000</u>
(40)の6の 2 法第 5 5 条第 1 項に規 定する低 炭素建築 物新築等 計画の変 更の認定 の申請に 対する審 査	低炭素建築 物新築等計 画変更認定 申請手数料	登録住宅性 能評価機関 が法第5 4 条第1 項各 号に掲げる 基準に適合 することを 証する書面 を添付する 場合その他 知事が定め る方法によ る場合	一戸建て住宅の項 (略) 一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が1のものの項～申請戸数が 25を超え50以下のものの項 (略) 申請戸数が50を超え100 以下のもの 申請戸数が100を超え 200以下のもの 申請戸数が200を超え 300以下のもの 申請戸数が300を超える もの	<u>51,000</u> <u>81,000</u> <u>102,000</u> <u>109,000</u>
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略) 床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下の	<u>10,000</u>

				下のもの	
				床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>569,000</u>
				床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>701,000</u>
				床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>829,000</u>
				床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	<u>946,000</u>
(40)の6の 2 法第 5 5 条第 1 項に規 定する低 炭素建築 物新築等 計画の変 更の認定 の申請に 対する審 査	低炭素建築 物新築等計 画変更認定 申請手数料	登録住宅性 能評価機関 が法第5 4 条第1 項各 号に掲げる 基準に適合 することを 証する書面 を添付する 場合その他 市長が定め る方法によ る場合	一戸建て住宅の項 (略) 一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が1のものの項～申請戸数が 25を超え50以下のものの項 (略) 申請戸数が50を超え100 以下のもの 申請戸数が100を超え 200以下のもの 申請戸数が200を超え 300以下のもの 申請戸数が300を超える もの	<u>52,000</u> <u>83,000</u> <u>104,000</u> <u>111,000</u>
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略) 床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下の	<u>11,000</u>

	ものの項 (略)	
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>51,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>81,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>102,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>128,000</u>
住宅以外の 建築物	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略)	
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>10,000</u>
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの ものの項 (略)	
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>51,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>81,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>102,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>128,000</u>
その他の場合	ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	10,000
	イ 一戸建ての住宅(アに掲げる住宅を除く。)	19,000
	ウ 一戸建 申請戸数が1のものの項 (略)	

	ものの項 (略)	
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>52,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>83,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>104,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>131,000</u>
住宅以外の 建築物	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略)	
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>11,000</u>
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの ものの項 (略)	
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>52,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>83,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>104,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>131,000</u>
その他の場合	ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	10,000
	イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	14,000
	ウ 一戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。)	19,000
	エ 一戸建 申請戸数が1のものの項 (略)	

ての住宅 以外の住 宅の住戸 部分（省 令第10 条第2号 イ(2)及び ロ(2)に掲 げる基準 を満たし ているこ とを確認 する場合 に限る。）	申請戸数が1を超え5以 下のもの	18,000
	申請戸数が5を超え10以下のものの項 （略）	
	申請戸数が10を超え25 以下のもの	38,000
	申請戸数が25を超え50 以下のもの	58,000
	申請戸数が50を超え100 以下のもの	89,000
	申請戸数が100を超え 200以下のもの	127,000
	申請戸数が200を超え 300以下のもの	164,000
申請戸数が300を超える もの	185,000	

ての住宅 以外の住 宅の住戸 部分（省 令第10 条第2号 イ(2)及び ロ(2)に掲 げる基準 を満たし ているこ とを確認 する場合 に限る。）	申請戸数が1を超え5以 下のもの	19,000
	申請戸数が5を超え10以下のものの項 （略）	
	申請戸数が10を超え25 以下のもの	40,000
	申請戸数が25を超え50 以下のもの	61,000
	申請戸数が50を超え100 以下のもの	93,000
	申請戸数が100を超え 200以下のもの	134,000
	申請戸数が200を超え 300以下のもの	173,000
申請戸数が300を超える もの	196,000	
オ 一戸建	申請戸数が1のもの	14,000
ての住宅 以外の住 宅の住戸 の部 分 （省令第 10条第 2号イ(1) 及びロ(2) に掲げる 基準又は 同号イ(2) 及びロ(1) に掲げる 基準満た している ことを確 認する場	申請戸数が1を超え5以 下のもの	29,000
	申請戸数が5を超え10以 下のもの	41,000
	申請戸数が10を超え25 以下のもの	58,000
	申請戸数が25を超え50 以下のもの	86,000
	申請戸数が50を超え100 以下のもの	127,000
	申請戸数が100を超え 200以下のもの	176,000
	申請戸数が200を超え 300以下のもの	230,000
申請戸数が300を超える もの	264,000	

エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（くに掲げる住宅の住戸部分を除く。）	申請戸数が1のものの項～申請戸数が5を超え10以下のものの項 (略)		
	申請戸数が10を超え25以下のもの		76,000
	申請戸数が25を超え50以下のもの		109,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの		158,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの		216,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの		282,000
	申請戸数が300を超えるもの		329,000
オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの		59,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの		74,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		98,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの		157,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		205,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの		245,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		287,000
カ 住宅以外の建築物	モデル建物法による場合	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	47,000
		床面積が	60,000

カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。）	合に限る。）		
	申請戸数が1のものの項～申請戸数が5を超え10以下のものの項 (略)		
	申請戸数が10を超え25以下のもの		77,000
	申請戸数が25を超え50以下のもの		111,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの		161,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの		220,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの		288,000
申請戸数が300を超えるもの		336,000	
キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの		60,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの		76,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		100,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの		161,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		209,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの		251,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		293,000
ク 住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	48,000
		床面積が	62,000

	300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>80,000</u>
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>133,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>176,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>212,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>250,000</u>
その他の場合	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>122,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>153,000</u>
	床面積が	<u>199,000</u>

準を満たしていることを確認する場合	300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>82,000</u>
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>137,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>181,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>218,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>257,000</u>
その他の場合	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>124,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>156,000</u>
	床面積が	<u>202,000</u>

1,000㎡を 超え 2,000㎡以 下のもの	
床面積が 2,000㎡を 超え 5,000㎡以 下のもの	<u>287,000</u>
床面積が 5,000㎡を 超え 10,000㎡以 下のもの	<u>357,000</u>
床面積が 10,000㎡を 超え 25,000㎡以 下のもの	<u>423,000</u>
床面積が 25,000㎡を 超えるもの	<u>485,000</u>

				1,000㎡を 超え 2,000㎡以 下のもの	
				床面積が 2,000㎡を 超え 5,000㎡以 下のもの	<u>293,000</u>
				床面積が 5,000㎡を 超え 10,000㎡以 下のもの	<u>364,000</u>
				床面積が 10,000㎡を 超え 25,000㎡以 下のもの	<u>432,000</u>
				床面積が 25,000㎡を 超えるもの	<u>495,000</u>
(40)の6の	低炭素建築	登録住宅性	一戸建て住宅		<u>2,000</u>
3 都市	物新築等計	能評価機関	一戸建ての	申請戸数が1のもの	<u>2,000</u>
の低炭素	画軽微変更	が法第54	住宅以外の	申請戸数が1を超え5以	<u>3,000</u>
化の促進	該当証明書	条第1項各	住宅の住戸	下のもの	
に関する	交付手数料	号に掲げる	部分	申請戸数が5を超え10以	<u>5,000</u>
法律施行		基準に適合		下のもの	
規則（平		することを		申請戸数が10を超え25	<u>9,000</u>
成24年		証する書面		以下のもの	
国土交通		を添付する		申請戸数が25を超え50	<u>15,000</u>
省令第8		場合その他		以下のもの	
6号)第		市長が定め		申請戸数が50を超え100	<u>26,000</u>
46条の		る方法によ		以下のもの	

2に規定する軽微な変更に該当することを証する書面の交付

る場合

	申請戸数が100を超え 200以下のもの	41,000
	申請戸数が200を超え 300以下のもの	52,000
	申請戸数が300を超える もの	56,000
一戸建ての 住宅以外の	床面積が300㎡以下のもの	3,000
住宅の共用 部分	床面積が300㎡を超え 1,000㎡以下のもの	5,000
	床面積が1,000㎡を超え 2,000㎡以下のもの	9,000
	床面積が2,000㎡を超え 5,000㎡以下のもの	26,000
	床面積が5,000㎡を超え 10,000㎡以下のもの	41,000
	床面積が10,000㎡を超え 25,000㎡以下のもの	52,000
	床面積が25,000㎡を超え るもの	65,000
住宅以外の 建築物	床面積が300㎡以下のもの	3,000
	床面積が300㎡を超え 1,000㎡以下のもの	5,000
	床面積が1,000㎡を超え 2,000㎡以下のもの	9,000
	床面積が2,000㎡を超え 5,000㎡以下のもの	26,000
	床面積が5,000㎡を超え 10,000㎡以下のもの	41,000
	床面積が10,000㎡を超え 25,000㎡以下のもの	52,000
	床面積が25,000㎡を超え るもの	65,000

その他の場合	ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	5,000	
	イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	7,000	
	ウ 一戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。)	10,000	
	エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が1のもの	5,000
		申請戸数が1を超え5以下のもの	9,000
		申請戸数が5を超え10以下のもの	14,000
		申請戸数が10を超え25以下のもの	20,000
		申請戸数が25を超え50以下のもの	30,000
		申請戸数が50を超え100以下のもの	47,000
		申請戸数が100を超え200以下のもの	67,000
		申請戸数が200を超え300以下のもの	86,000
		申請戸数が300を超えるもの	98,000
		オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸の部分(省令第	申請戸数が1のもの
申請戸数が1を超え5以下のもの	14,000		
申請戸数が5を超え10以下のもの	20,000		
申請戸数が10を超え25	29,000		

10条第	以下のもの	
2号イ(1)	申請戸数が25を超え50	43,000
及びロ(2)	以下のもの	
に掲げる	申請戸数が50を超え100	63,000
基準又は	以下のもの	
同号イ(2)	申請戸数が100を超え	88,000
及びロ(1)	200以下のもの	
に掲げる	申請戸数が200を超え	115,000
基準満た	300以下のもの	
している	申請戸数が300を超える	132,000
ことを確	もの	
認する場		
合に限		
る。)		
カ 一戸建	申請戸数が1のもの	10,000
ての住宅	申請戸数が1を超え5以	19,000
以外の住	下のもの	
宅の住戸	申請戸数が5を超え10以	27,000
部分(エ	下のもの	
及びオに	申請戸数が10を超え25	38,000
掲げる住	以下のもの	
宅の住戸	申請戸数が25を超え50	55,000
部分を除	以下のもの	
く。)	申請戸数が50を超え100	80,000
	以下のもの	
	申請戸数が100を超え	110,000
	200以下のもの	
	申請戸数が200を超え	144,000
	300以下のもの	
	申請戸数が300を超える	168,000
	もの	
キ 一戸建	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のも	30,000
ての住宅	の	
以外の住	床面積が300m <sup>2</sup> を超え	38,000

宅の共用部分	1,000m <sup>2</sup> 以下のもの		
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え		50,000
	2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え		80,000
	5,000m <sup>2</sup> 以下のもの		
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え		104,000
	10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え		125,000
	25,000m <sup>2</sup> 以下のもの		
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		147,000
ク 住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	24,000
		床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	31,000
		床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	41,000
		床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	68,000
		床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	90,000
		床面積が	109,000

	10,000m <sup>2</sup> を 超え	
	25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	
	床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	129,000
その他の場 合	床面積が 300m <sup>2</sup> 以下 のもの	62,000
	床面積が 300m <sup>2</sup> を超 え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	78,000
	床面積が 1,000m <sup>2</sup> を 超え 2,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	101,000
	床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	147,000
	床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	182,000
	床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	216,000

(40)の7 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に関 する法律 (平成27年 法律第53 号。以下こ の部、(40) の2の部、 (40)の8の 部、(40)の 8の2の部及 び(40)の8 の3の部に おいて「法」 という。)第 12条第1項 及び第13条 第2項に規 定する計画 に係る建物	建築物エ ネルギー消 費性能適合 性判定申請 手数料	法第12条 第1項及び 第13条第 2項に規定 する計画に 係る建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定に 係るもの							

								床面積が 25,000㎡を 超えるもの	247,000								
(40)の7 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に関 する法律 (平成27年 法律第53 号。以下こ の部、(40) の2の部、 (40)の8の 部及び(40) の8の2の 部において 「法」とい う。)第12 条第1項及 び第13条 第2項に規 定する計画 に係る建物	建築物エ ネルギー消 費性能適合 性判定申請 手数料	法第11条 第1項及び 第12条第 2項に規定 する計画に 係る建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定に 係るもの	ア 一戸建て の住宅(エに 掲げる住宅 を除く。)( 省令第1条 第1項第2 号イ(2)及 びロ(2)に 掲げる基準 を満たして いることを 確認する場 合に限る。)	19,000	イ 一戸建て の住宅(エに 掲げる住宅 を除く。)( 省令第1条 第1項第2 号イ(1)及 びロ(2)に 掲げる基準 又は同号イ (2)及びロ (1)に掲げ る基準を満 たしている ことを確認 する場合に 限る。)	28,000	ウ 一戸建て の住宅(ア、 イ及びエに 掲げる住宅 を除く。)	37,000	エ 一戸建て の住宅(法第 29条第1項 の認定を受 けた建築物 エネルギー 消費性能向 上計画に係 る同条第3 項に規定す る他の建物 に限る。)	5,000							
			オ 一戸建て 住宅以外 の住宅の 住戸の部 分(クに掲 げる住宅 の住戸部 分を除く。) (省令第1 条第1項 第2号イ (2)及び	申請戸数が 1のもの	19,000	申請戸数が 1を超え5 以下のもの	36,000	申請戸数が 5を超え10 以下のもの	51,000	申請戸数が 10を超え25 以下のもの	74,000	申請戸数が 25を超え50 以下のもの	112,000	申請戸数が 50を超え100 以下のもの	169,000	申請戸数が 100を超え 200以下の もの	241,000

エネルギー消費性能適合性判定					エネルギー消費性能適合性判定	ロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が200を超え300以下のもの	311,000
							申請戸数が300を超えるもの	354,000
						カ 一戸建て住宅以外の住宅の住戸の部分（クに掲げる住宅の住戸の部分を除く。）（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が1のもの	28,000
							申請戸数が1を超え5以下のもの	55,000
							申請戸数が5を超え10以下のもの	78,000
							申請戸数が10を超え25以下のもの	110,000
							申請戸数が25を超え50以下のもの	162,000
							申請戸数が50を超え100以下のもの	236,000
							申請戸数が100を超え200以下のもの	325,000
							申請戸数が200を超え300以下のもの	426,000
							申請戸数が300を超えるもの	490,000
						キ 一戸建ての住宅以外の住	申請戸数が1のもの	37,000
							申請戸数が1を超え5以下のもの	75,000

宅の住戸部分(オ、カ及びクに掲げる住宅の住戸部分を除く。)	申請戸数が5を超え10以下のもの	105,000	
	申請戸数が10を超え25以下のもの	148,000	
	申請戸数が25を超え50以下のもの	212,000	
	申請戸数が50を超え100以下のもの	305,000	
	申請戸数が100を超え200以下のもの	413,000	
	申請戸数が200を超え300以下のもの	541,000	
	申請戸数が300を超えるもの	635,000	
	ク 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸の部分(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。)	申請戸数が1のもの	5,000
	申請戸数が1を超え5以下のもの	10,000	
申請戸数が5を超え10以下のもの	17,000		
申請戸数が10を超え25以下のもの	29,000		
申請戸数が25を超え50以下のもの	49,000		
申請戸数が50を超え100以下のもの	87,000		
申請戸数が100を超え200以下のもの	138,000		
申請戸数が200を超え300以下のもの	174,000		
申請戸数が300を超えるもの	186,000		
ケ 一戸建	床面積が300㎡以下のもの	118,000	



以外の建築物（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1,000㎡以下のもの	
	床面積が1,000㎡を超え	<u>154,000</u>
	2,000㎡以下のもの	
	床面積が2,000㎡を超え	<u>248,000</u>
	5,000㎡以下のもの	
	床面積が5,000㎡を超え	<u>324,000</u>
	10,000㎡以下のもの	
	床面積が10,000㎡を超え	<u>390,000</u>
25,000㎡以下のもの		
	床面積が25,000㎡を超え	<u>457,000</u>
イ ウ及びエに掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。）	床面積が300㎡以下のもの	<u>242,000</u>
	床面積が300㎡を超え	<u>303,000</u>
	1,000㎡以下のもの	
	床面積が1,000㎡を超え	<u>391,000</u>
	2,000㎡以下のもの	
	床面積が2,000㎡を超え	<u>558,000</u>
	5,000㎡以下のもの	
	床面積が5,000㎡を超え	<u>687,000</u>
	10,000㎡以下のもの	
	床面積が10,000㎡を超え	<u>812,000</u>
25,000㎡以下のもの		
	床面積が25,000㎡を超え	<u>926,000</u>
ウ エに掲げる建築物以外の用途が工場である	床面積が300㎡以下のもの	<u>19,000</u>
	床面積が300㎡を超え	<u>28,000</u>
	1,000㎡以下のもの	
	床面積が1,000㎡を超え	<u>40,000</u>

びせに掲げる建築物を除く。）（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	1,000㎡以下のもの	
	床面積が1,000㎡を超え	<u>158,000</u>
	2,000㎡以下のもの	
	床面積が2,000㎡を超え	<u>256,000</u>
	5,000㎡以下のもの	
	床面積が5,000㎡を超え	<u>334,000</u>
	10,000㎡以下のもの	
	床面積が10,000㎡を超え	<u>402,000</u>
25,000㎡以下のもの		
	床面積が25,000㎡を超え	<u>471,000</u>
シ 住宅以外の建築物（サ、ス及びセに掲げる建築物を除く。）	床面積が300㎡以下のもの	<u>247,000</u>
	床面積が300㎡を超え	<u>309,000</u>
	1,000㎡以下のもの	
	床面積が1,000㎡を超え	<u>399,000</u>
	2,000㎡以下のもの	
	床面積が2,000㎡を超え	<u>569,000</u>
	5,000㎡以下のもの	
	床面積が5,000㎡を超え	<u>701,000</u>
	10,000㎡以下のもの	
	床面積が10,000㎡を超え	<u>829,000</u>
25,000㎡以下のもの		
	床面積が25,000㎡を超え	<u>946,000</u>
ス 住宅以外の建築物（セに掲げる建築物以外	床面積が300㎡以下のもの	<u>20,000</u>
	床面積が300㎡を超え	<u>29,000</u>
	1,000㎡以下のもの	
	床面積が1,000㎡を超え	<u>41,000</u>



建築物エネルギー消費性能適合性判定	判定に係るもの				建築物エネルギー消費性能適合性判定	判定に係るもの	たしていることを確認する場合に限る。)		
							ウ 一戸建ての住宅(ア、イ及びエに掲げる住宅を除く。)	19,000	
							エ 一戸建ての住宅(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。)	3,000	
							オ 一戸建て住宅以外	申請戸数が1のもの	10,000
							の住戸の部分(クに掲げる住宅の住戸部分を除く。)	申請戸数が1を超え5以下のもの	19,000
							(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が5を超え10以下のもの	27,000
								申請戸数が10を超え25以下のもの	40,000
								申請戸数が25を超え50以下のもの	61,000
								申請戸数が50を超え100以下のもの	93,000
								申請戸数が100を超え200以下のもの	134,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	173,000							
	申請戸数が300を超えるもの	196,000							
カ 一戸建て住宅以外	申請戸数が1のもの	14,000							
の住戸の部分(ク	申請戸数が1を超え5以下のもの	29,000							
	申請戸数が5を超え10以下のもの	41,000							

に掲げる	申請戸数が10を超え25	58,000
住宅の住	以下のもの	
戸部分を	申請戸数が25を超え50	86,000
除く。)	以下のもの	
(省令第	申請戸数が50を超え100	127,000
1条第1	以下のもの	
項第2号	申請戸数が100を超え	176,000
イ(1)及び	200以下のもの	
ロ(2)に掲	申請戸数が200を超え	230,000
げる基準	300以下のもの	
又は同号	申請戸数が300を超える	264,000
イ(2)及び	もの	
ロ(1)に掲		
げる基準		
を満たし		
ているこ		
とを確認		
する場合		
に限る。)		
キ 一戸建	申請戸数が1のもの	19,000
て住宅以	申請戸数が1を超え5以	38,000
外の住宅	下のもの	
の住戸の	申請戸数が5を超え10以	54,000
部分(オ、	下のもの	
カ及びク	申請戸数が10を超え25	77,000
に掲げる	以下のもの	
住宅の住	申請戸数が25を超え50	111,000
戸の部分	以下のもの	
を除く。)	申請戸数が50を超え100	161,000
	以下のもの	
	申請戸数が100を超え	220,000
	200以下のもの	
	申請戸数が200を超え	288,000
	300以下のもの	

	申請戸数が300を超えるもの	336,000
ク 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸の部分	申請戸数が1のもの	3,000
	申請戸数が1を超え5以下のもの	6,000
	申請戸数が5を超え10以下のもの	10,000
(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。)	申請戸数が10を超え25以下のもの	17,000
	申請戸数が25を超え50以下のもの	29,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの	52,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの	83,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	104,000
	申請戸数が300を超えるもの	111,000
ケ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(コに掲げる住宅の共用部分を除く。)	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	60,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	76,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	100,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	161,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	209,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	251,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	293,000



イ ウ及び エに掲げ る建築物 以外の建 築物（省 令第1条 第1項第 1号ロに 掲げる基 準を満た している ことを確 認する場 合を除 く。）	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	122,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	153,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	199,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	287,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	357,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	423,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超え るもの	485,000
	ウ エに掲 げる建築 物以外の 用途が工 場である 建築物そ の他市長 が定める 建築物	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項（略）
床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	15,000	
床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	22,000	
床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	58,000	
床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	89,000	
床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	110,000	
床面積が25,000m <sup>2</sup> を超え るもの	138,000	
エ 法第3 4条第1 項の認定 を受けた	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項（略）	
床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	10,000	
床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		

シ 住宅以 外の建築 物（サ、 ス及びセ に掲げる 建築物を 除く。）	合に限 る。）	
	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	124,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	156,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	202,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	293,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	364,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	432,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超え るもの	495,000
ス 住宅以 外の建築 物（セに 掲げる建 築物以外 の用途が 工場であ る建築物 その他市 長が定め る建築物 に限る。）	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項（略）	
床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	16,000	
床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	23,000	
床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	60,000	
床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	91,000	
床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	114,000	
床面積が25,000m <sup>2</sup> を超え るもの	141,000	
セ 住宅以 外の建築 物（法第 29条第	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項（略）	
床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	11,000	
床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		

			建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物	ものの項 (略) 床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	51,000 81,000 102,000 128,000	
(40)の8 法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	性能向上計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合	一戸建ての住宅の項 (略) 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	申請戸数が1のものの項～申請戸数が10を超え25以下のものの項 (略) 申請戸数が25を超え50以下のもの 申請戸数が50を超え100以下のもの 申請戸数が100を超え200以下のもの 申請戸数が200を超え300以下のもの 申請戸数が300を超えるもの 床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項～床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略) 床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	48,000 85,000 135,000 170,000 181,000 85,000 135,000 170,000 213,000	1の建築物をもつて1件とする。

			1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物	ものの項 (略) 床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	52,000 83,000 104,000 131,000	
(40)の8 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	性能向上計画認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法による場合	一戸建ての住宅の項 (略) 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	申請戸数が1のものの項～申請戸数が10を超え25以下のものの項 (略) 申請戸数が25を超え50以下のもの 申請戸数が50を超え100以下のもの 申請戸数が100を超え200以下のもの 申請戸数が200を超え300以下のもの 申請戸数が300を超えるもの 床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項～床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略) 床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの 床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	49,000 87,000 138,000 174,000 186,000 87,000 138,000 174,000 218,000	1の建築物をもつて1件とする。

	るもの		
住宅以外の建築物	床面積が300㎡以下のものの項～床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下のものの項 (略)		
	床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	85,000	
	床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	135,000	
	床面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの	170,000	
	床面積が25,000㎡を超えるもの	213,000	
その他の場合	ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	18,000	
	イ 一戸建ての住宅(アに掲げる住宅を除く。)	36,000	
	ウ 一戸建ての住宅	申請戸数が1のもの	18,000
		申請戸数が1を超え5以下のもの	34,000
	住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たし	申請戸数が5を超え10以下のもの	49,000
		申請戸数が10を超え25以下のもの	71,000
		申請戸数が25を超え50以下のもの	106,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの	160,000	

	るもの		
住宅以外の建築物	床面積が300㎡以下のものの項～床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下のものの項 (略)		
	床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	87,000	
	床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	138,000	
	床面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの	174,000	
	床面積が25,000㎡を超えるもの	218,000	
その他の場合	ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	19,000	
	イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	28,000	
	ウ 一戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。)	37,000	
	エ 一戸建ての住宅	申請戸数が1のもの	19,000
		申請戸数が1を超え5以下のもの	36,000
	住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たし	申請戸数が5を超え10以下のもの	51,000
		申請戸数が10を超え25以下のもの	74,000
申請戸数が25を超え50以下のもの		112,000	
	申請戸数が50を超え100以下のもの	169,000	

ているこ とを確認 する場合 に限る。)	申請戸数が100を超え 200以下のもの	228,000
	申請戸数が200を超え 300以下のもの	295,000
	申請戸数が300を超える もの	336,000
エ 一戸建 ての住宅 以外の住 宅の住戸 部分（立 に掲げる 住宅の住 戸部分を 除く。）	申請戸数が1のもの	36,000
	申請戸数が1を超え5以 下のもの	73,000
	申請戸数が5を超え10以 下のもの	103,000
	申請戸数が10を超え25 以下のもの	145,000
	申請戸数が25を超え50 以下のもの	208,000

ているこ とを確認 する場合 に限る。)	申請戸数が100を超え 200以下のもの	241,000	
	申請戸数が200を超え 300以下のもの	311,000	
	申請戸数が300を超える もの	354,000	
オ 一戸建 ての住宅 以外の住 宅の住戸 部分（省 令第10 条第2号 イ(1)及び ロ(2)に掲 げる基準 又は同号 イ(2)及び ロ(1)に掲 げる基準 を満たし ているこ とを確認 する場合 に限る。)	申請戸数が1のもの	28,000	
	申請戸数が1を超え5以 下のもの	55,000	
	申請戸数が5を超え10以 下のもの	78,000	
	申請戸数が10を超え25 以下のもの	110,000	
	申請戸数が25を超え50 以下のもの	162,000	
	申請戸数が50を超え100 以下のもの	236,000	
	申請戸数が100を超え 200以下のもの	325,000	
	申請戸数が200を超え 300以下のもの	426,000	
	申請戸数が300を超える もの	490,000	
	カ 一戸建 ての住宅 以外の住 宅の住戸 部分（エ 及びオに 掲げる住 宅の住戸 部分を除 く。）	申請戸数が1のもの	37,000
		申請戸数が1を超え5以 下のもの	75,000
申請戸数が5を超え10以 下のもの		105,000	
申請戸数が10を超え25 以下のもの		148,000	
申請戸数が25を超え50 以下のもの		212,000	

	申請戸数が50を超え100以下のもの		<u>298,000</u>
	申請戸数が100を超え200以下のもの		<u>404,000</u>
	申請戸数が200を超え300以下のもの		<u>529,000</u>
	申請戸数が300を超えるもの		<u>622,000</u>
オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>116,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>146,000</u>
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>191,000</u>
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>298,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>382,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>456,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		<u>532,000</u>
	カ 住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの
		床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>117,000</u>
		床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>154,000</u>

	申請戸数が50を超え100以下のもの		<u>305,000</u>
	申請戸数が100を超え200以下のもの		<u>413,000</u>
	申請戸数が200を超え300以下のもの		<u>541,000</u>
	申請戸数が300を超えるもの		<u>635,000</u>
キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>118,000</u>
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>149,000</u>
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>195,000</u>
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>304,000</u>
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>390,000</u>
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの		<u>466,000</u>
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		<u>543,000</u>
	ク 住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの
		床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>120,000</u>
		床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>158,000</u>

	床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>248,000</u>
	床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>324,000</u>
	床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>390,000</u>
	床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	<u>457,000</u>
その他の場 合	床面積が 300m <sup>2</sup> 以下 のもの	<u>242,000</u>
	床面積が 300m <sup>2</sup> を超 え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>303,000</u>
	床面積が 1,000m <sup>2</sup> を 超え 2,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>391,000</u>
	床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以	<u>558,000</u>

	床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>256,000</u>
	床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>334,000</u>
	床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>402,000</u>
	床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	<u>471,000</u>
その他の場 合	床面積が 300m <sup>2</sup> 以下 のもの	<u>247,000</u>
	床面積が 300m <sup>2</sup> を超 え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>309,000</u>
	床面積が 1,000m <sup>2</sup> を 超え 2,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>399,000</u>
	床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以	<u>569,000</u>

				下のもの	
				床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>687,000</u>
				床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>812,000</u>
				床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	<u>926,000</u>
(40)の8の 2 法第 36条第 1項に規 定する建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査（建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更の認 定の申請 に併せて	性能向上計 画変更認定 申請手数料	登録住宅性 能評価機関 が法第35 条第1項各 号に掲げる 基準に適合 することを 証する書面 を添付する 場合その他 知事が定め る方法によ る場合	一戸建ての住宅の項 (略)	申請戸数が1のものの項～申請戸数が 25を超え50以下のものの項 (略)	
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が50を超え100 以下のもの	<u>51,000</u>
				申請戸数が100を超え 200以下のもの	<u>81,000</u>
				申請戸数が200を超え 300以下のもの	<u>102,000</u>
				申請戸数が300を超える もの	<u>109,000</u>
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略)	
				床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>10,000</u>
				床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下の ものの項 (略)	
				床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>51,000</u>
				床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>81,000</u>

				下のもの	
				床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>701,000</u>
				床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	<u>829,000</u>
				床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	<u>946,000</u>
(40)の8の 2 法第 31条第 1項に規 定する建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査（建 築物エネ ルギー消 費性能向 上計画の 変更の認 定の申請 に併せて	性能向上計 画変更認定 申請手数料	登録住宅性 能評価機関 が法第30 条第1項各 号に掲げる 基準に適合 することを 証する書面 を添付する 場合その他 市長が定め る方法によ る場合	一戸建ての住宅の項 (略)	申請戸数が1のものの項～申請戸数が 25を超え50以下のものの項 (略)	
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が50を超え100 以下のもの	<u>52,000</u>
				申請戸数が100を超え 200以下のもの	<u>83,000</u>
				申請戸数が200を超え 300以下のもの	<u>104,000</u>
				申請戸数が300を超える もの	<u>111,000</u>
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略)	
				床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>11,000</u>
				床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下の ものの項 (略)	
				床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>52,000</u>
				床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>83,000</u>

新たに追加される建築物にあつては(40)の8の部の手数料を適用する。)

		床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	102,000
		床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	128,000
住宅以外の建築物	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略)		
		床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	10,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略)		
		床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	51,000
		床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	81,000
		床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	102,000
		床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	128,000
その他の場合	ア	一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	10,000
	イ	一戸建ての住宅(アに掲げる住宅を除く。)	19,000
	ウ	一戸建ての住宅	申請戸数が1のものの項 (略)
		以外の住宅の住戸部分(省)	申請戸数が1を超え5以下のもの
	申請戸数が5を超え10以下のものの項(略)		

新たに追加される建築物にあつては(40)の8の部の手数料を適用する。)

		床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	104,000
		床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	131,000
住宅以外の建築物	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略)		
		床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	11,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のものの項 (略)		
		床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	52,000
		床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	83,000
		床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	104,000
		床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	131,000
その他の場合	ア	一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	10,000
	イ	一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	14,000
	ウ	一戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。)	19,000
	エ	一戸建ての住宅	申請戸数が1のものの項 (略)
以外の住宅の住戸部分(省)		申請戸数が1を超え5以下のもの	19,000
	申請戸数が5を超え10以下のものの項(略)		

令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が10を超え25以下のもの	38,000
	申請戸数が25を超え50以下のもの	58,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの	89,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの	127,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	164,000
	申請戸数が300を超えるもの	185,000
エ 一戸建ての住宅	申請戸数が1のものの項～申請戸数が5を超え10以下のものの項 (略)	

令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が10を超え25以下のもの	40,000	
	申請戸数が25を超え50以下のもの	61,000	
	申請戸数が50を超え100以下のもの	93,000	
	申請戸数が100を超え200以下のもの	134,000	
	申請戸数が200を超え300以下のもの	173,000	
	申請戸数が300を超えるもの	196,000	
	オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸の部分	申請戸数が1のもの	14,000
		申請戸数が1を超え5以下のもの	29,000
		申請戸数が5を超え10以下のもの	41,000
		申請戸数が10を超え25以下のもの	58,000
		申請戸数が25を超え50以下のもの	86,000
		申請戸数が50を超え100以下のもの	127,000
		申請戸数が100を超え200以下のもの	176,000
		申請戸数が200を超え300以下のもの	230,000
	申請戸数が300を超えるもの	264,000	
カ 一戸建ての住宅	申請戸数が1のものの項～申請戸数が5を超え10以下のものの項 (略)		

以外の住宅の住戸部分（立に掲げる住宅の住戸部分を除く。）	申請戸数が10を超え25以下のもの	76,000
	申請戸数が25を超え50以下のもの	109,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの	158,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの	216,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	282,000
	申請戸数が300を超えるもの	329,000
	オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの
床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの		74,000
床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		98,000
床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの		157,000
床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		205,000
床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの		245,000
床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		287,000
カ 住宅以外の建築物		省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合
	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	60,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	80,000
	床面積が	80,000

以外の住宅の住戸部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。）	申請戸数が10を超え25以下のもの	77,000
	申請戸数が25を超え50以下のもの	111,000
	申請戸数が50を超え100以下のもの	161,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの	220,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	288,000
	申請戸数が300を超えるもの	336,000
	キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの
床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの		76,000
床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの		100,000
床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの		161,000
床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの		209,000
床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの		251,000
床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの		293,000
ク 住宅以外の建築物		省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合
	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	62,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	82,000
	床面積が	82,000

	1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
	床面積が 2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>133,000</u>
	床面積が 5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>176,000</u>
	床面積が 10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>212,000</u>
	床面積が 25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>250,000</u>
その他の場合	床面積が 300m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>122,000</u>
	床面積が 300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>153,000</u>
	床面積が 1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>199,000</u>

	1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
	床面積が 2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>137,000</u>
	床面積が 5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>181,000</u>
	床面積が 10,000m <sup>2</sup> を超え 25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>218,000</u>
	床面積が 25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>257,000</u>
その他の場合	床面積が 300m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>124,000</u>
	床面積が 300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>156,000</u>
	床面積が 1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	<u>202,000</u>



		300以下のもの	
		申請戸数が300を超えるもの	181,000
一戸建ての住宅以外の		床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	10,000
住宅の共用部分		床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	18,000
		床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	29,000
		床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	85,000
		床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	135,000
		床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	170,000
		床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	213,000
住宅以外の建築物		床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	10,000
		床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	18,000
		床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	29,000
		床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	85,000
		床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	135,000
		床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	170,000
		床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	213,000
その他の場合	一戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)の基準を満たし	18,000

	ていることを確認する 場合		
	その他の場合		36,000
一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	省令第1条 第1項第2 号イ(2)又は (3)及びロ(2) 又は(3)の基 準を満たし ていること を確認する 場合	申請戸数が 1のもの 申請戸数が 1を超え5以 下のもの 申請戸数が 5を超え10 以下のもの 申請戸数が 10を超え25 以下のもの 申請戸数が 25を超え50 以下のもの 申請戸数が 50を超え 100以下の もの 申請戸数が 100を超え 200以下の もの 申請戸数が 200を超え 300以下の もの 申請戸数が 300戸を超 えるもの	18,000 34,000 49,000 71,000 106,000 160,000 228,000 295,000 336,000
	その他の場 合	申請戸数が 1のもの	36,000

	申請戸数が 1を超え5以 下のもの	73,000
	申請戸数が 5を超え10 以下のもの	103,000
	申請戸数が 10を超え25 以下のもの	145,000
	申請戸数が 25を超え50 以下のもの	208,000
	申請戸数が 50を超え 100以下の もの	298,000
	申請戸数が 100を超え 200以下の もの	404,000
	申請戸数が 200を超え 300以下の もの	529,000
	申請戸数が 300を超え るもの	622,000
一戸建ての 住宅以外の	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	116,000
住宅の共用 部分	床面積が300m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	146,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	191,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え	298,000

		5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
		床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え	382,000
		10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
		床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え	456,000
		25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
		床面積が25,000m <sup>2</sup> を超え	532,000
		るもの	
住宅以外の 建築物	省令第1条 第1項第1 号口の基準 を満たして いることを 確認する場 合	床面積が 300m <sup>2</sup> 以下 のもの	92,000
		床面積が 300m <sup>2</sup> を超 え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	117,000
		床面積が 1,000m <sup>2</sup> を 超え 2,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	154,000
		床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	248,000
		床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	324,000
		床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	390,000

				床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	457,000
			その他の場 合	床面積が 300m <sup>2</sup> 以下 のもの	242,000
				床面積が 300m <sup>2</sup> を超 え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	303,000
				床面積が 1,000m <sup>2</sup> を 超え 2,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	391,000
				床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	558,000
				床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	687,000
				床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	812,000
				床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	926,000
(40)の9	軽微変更該				

(40)の9	性能確保計	ア	一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ	5,000	1申請をも
--------	-------	---	----------------------	-------	-------



(1) (3)に掲	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの		23,000

	げる基準 又は同号 イ(2)及び ロ(1)に掲 げる基準 を満たし ているこ とを確認 する場合 に限る。)	
カ 一戸建	申請戸数が1のもの	10,000
ての住宅	申請戸数が1を超え5以下のもの	19,000
以外の住	申請戸数が5を超え10以下のもの	27,000
宅の住戸	申請戸数が10を超え25以下のもの	38,000
の部 分	申請戸数が25を超え50以下のもの	55,000
(エ及び	申請戸数が50を超え100以下のもの	80,000
オに掲げ	申請戸数が100を超え200以下のもの	110,000
る住宅の	申請戸数が200を超え300以下のもの	144,000
住戸の部	申請戸数が300を超えるもの	168,000
分 を 除		
く。)		
キ 一戸建	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	30,000
ての住宅	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	38,000
以外の住		
宅の共用	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	50,000
部分	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	80,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	104,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	125,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	147,000
ク 住宅以	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	24,000

げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	30,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	40,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	66,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	88,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	106,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	125,000
(2) (3)に掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。）	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	60,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	77,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	99,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	143,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	178,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	211,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	242,000
(3) 用途が工場である建築物	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	5,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	7,000
その他市長が定めるもの	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	11,000

外の建築物（コに掲げる建築物を除く。）（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	31,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	41,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	68,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	90,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	109,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	129,000
ケ 住宅以外の建築物（ク及びコに掲げる建築物を除く。）	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	62,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	78,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	101,000
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	147,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	182,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	216,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	247,000
コ 住宅以外の建築物（用途が工場である建築物	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	6,000
	床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	8,000
	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	12,000

る建築物	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	29,000
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	44,000
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	55,000
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	69,000

		その他市長が定める建築物に限る。)	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	30,000			
			床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	46,000			
			床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	57,000			
			床面積が25,000m <sup>2</sup> を超えるもの	71,000			
(40)の9の2	建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する軽微な変更に該当することを証する書面の交付	性能向上計画軽微変更該当証明書交付手数料	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法による場合	ア 一戸建ての住宅	2,000		
				イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸の部分	申請戸数が1のもの	2,000	
					申請戸数が1を超え5以下のもの	3,000	
					申請戸数が5を超え10以下のもの	5,000	
					申請戸数が10を超え25以下のもの	9,000	
					申請戸数が25を超え50以下のもの	15,000	
					申請戸数が50を超え100以下のもの	26,000	
					申請戸数が100を超え200以下のもの	41,000	
					申請戸数が200を超え300以下のもの	52,000	
					申請戸数が300を超えるもの	56,000	
					ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの	3,000
					床面積が300m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	5,000	
					床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	9,000	
床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	26,000						
床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え	41,000						

	10,000㎡以下のもの		
	床面積が10,000㎡を超え 25,000㎡以下のもの	52,000	
	床面積が25,000㎡を超えるもの	65,000	
エ 住宅以外の建築物	床面積が300㎡以下のもの	3,000	
	床面積が300㎡を超え 1,000㎡以下のもの	5,000	
	床面積が1,000㎡を超え 2,000㎡以下のもの	9,000	
	床面積が2,000㎡を超え 5,000㎡以下のもの	26,000	
	床面積が5,000㎡を超え 10,000㎡以下のもの	41,000	
	床面積が10,000㎡を超え 25,000㎡以下のもの	52,000	
	床面積が25,000㎡を超えるもの	65,000	
	その他の場合	ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	5,000
イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)		7,000	
ウ 一戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。)		10,000	
エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸			
申請戸数が1のもの		5,000	
	申請戸数が1を超え5以下のもの	9,000	
	申請戸数が5を超え10以	14,000	

部分（省	下のもの	
令第10	申請戸数が10を超え25	20,000
条第2号	以下のもの	
イ(2)及び	申請戸数が25を超え50	30,000
ロ(2)に掲	以下のもの	
げる基準	申請戸数が50を超え100	47,000
を満たし	以下のもの	
ているこ	申請戸数が100を超え	67,000
とを確認	200以下のもの	
する場合	申請戸数が200を超え	86,000
に限る。)	300以下のもの	
	申請戸数が300を超える	98,000
	もの	
オ 一戸建	申請戸数が1のもの	7,000
ての住宅	申請戸数が1を超え5以	14,000
以外の住	下のもの	
宅の住戸	申請戸数が5を超え10以	20,000
部分（省	下のもの	
令第10	申請戸数が10を超え25	29,000
条第2号	以下のもの	
イ(1)及び	申請戸数が25を超え50	43,000
ロ(2)に掲	以下のもの	
げる基準	申請戸数が50を超え100	63,000
又は同号	以下のもの	
イ(2)及び	申請戸数が100を超え	88,000
ロ(1)に掲	200以下のもの	
げる基準	申請戸数が200を超え	115,000
を満たし	300以下のもの	
ているこ	申請戸数が300を超える	132,000
とを確認	もの	
する場合		
に限る。)		
カ 一戸建	申請戸数が1のもの	10,000
ての住宅	申請戸数が1を超え5以	19,000

以外の住	下のもの	
宅の住戸	申請戸数が5を超え10以	27,000
部分(エ	下のもの	
及びオに	申請戸数が10を超え25	38,000
掲げる住	以下のもの	
宅の住戸	申請戸数が25を超え50	55,000
部分を除	以下のもの	
く。)	申請戸数が50を超え100	80,000
	以下のもの	
	申請戸数が100を超え	110,000
	200以下のもの	
	申請戸数が200を超え	144,000
	300以下のもの	
	申請戸数が300を超える	168,000
	もの	
キ 一戸建	床面積が300m <sup>2</sup> 以下のも	30,000
ての住宅	の	
以外の住	床面積が300m <sup>2</sup> を超え	38,000
宅の共用	1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
部分	床面積が1,000m <sup>2</sup> を超え	50,000
	2,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
	床面積が2,000m <sup>2</sup> を超え	80,000
	5,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
	床面積が5,000m <sup>2</sup> を超え	104,000
	10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
	床面積が10,000m <sup>2</sup> を超え	125,000
	25,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
	床面積が25,000m <sup>2</sup> を超え	147,000
	るもの	
ク 住宅以	省令第10	床面積が
外の建築	条第1号イ	300m <sup>2</sup> 以下
物	(2)及びロ(2)	のもの
	の基準を満	床面積が
	たしている	300m <sup>2</sup> を超
		31,000

ことを確認 する場合	え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	
	床面積が 1,000m <sup>2</sup> を 超え 2,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	41,000
	床面積が 2,000m <sup>2</sup> を 超え 5,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	68,000
	床面積が 5,000m <sup>2</sup> を 超え 10,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	90,000
	床面積が 10,000m <sup>2</sup> を 超え 25,000m <sup>2</sup> 以 下のもの	109,000
	床面積が 25,000m <sup>2</sup> を 超えるもの	129,000
その他の場 合	床面積が 300m <sup>2</sup> 以下 のもの	62,000
	床面積が 300m <sup>2</sup> を超 え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	78,000
	床面積が 1,000m <sup>2</sup> を	101,000

(41)の部～(59)の部 (略)									
備考									
1～4 (略)									

								超え 2,000㎡以 下のもの			
								床面積が 2,000㎡を 超え	147,000		
								5,000㎡以 下のもの			
								床面積が 5,000㎡を 超え	182,000		
								10,000㎡以 下のもの			
								床面積が 10,000㎡を 超え	216,000		
								25,000㎡以 下のもの			
								床面積が 25,000㎡を 超えるもの	247,000		
(41)の部～(59)の部 (略)											
備考											
1～4 (略)											
5 (40)の部において申請に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「判定」という。)を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査するときは、附表に掲げる一戸建ての住宅及び共同住宅等に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を加算する。											
附表											
								種類	一件につき(円)	件数区分等	
								一戸建ての	床面積の合計が200㎡未満のもの	14,000	1申請をも
								住宅	床面積の合計が200㎡以上のもの	16,000	つて1件と

- 5 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。
- 6 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 7 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅に係る手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。
- 8 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料及び一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。
- 9 (40)の6の部から(40)の8の3の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料（前号に規定する場合にあつては、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料及び一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額）及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。
- 10 (略)
- 11 (40)の8の部及び(40)の8の2の部に規定する審査において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりエネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納入しなければなら

共同住宅等	床面積の合計が300㎡未満のもの	27,000	する。
	床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	42,000	
	床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	66,000	
	床面積の合計が5,000㎡以上のもの	86,000	
備考 この表において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。			

- 6 (40)の6の部から(40)の9の2の部において、「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。
- 7 (40)の6の部から(40)の9の2の部において、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 8 (40)の6の部から(40)の6の3の部、(40)の8の部、(40)の8の2の部及び(40)の9の2の部のその他の場合において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分をエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカに掲げる該当申請の各戸数に応じた額を合計した額（当該合計した額が、カ（当該建築物の住戸部分をエ及びオの区分により計算する評価方法による場合は、オ）に掲げる当該申請の全戸数に応じた額を超える場合にあつては、当該額）とする。
- 9 (40)の6の部から(40)の6の3の部、(40)の8の部、(40)の8の2の部及び(40)の9の2の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、イ（その他の場合に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカ）に掲げる当該申請戸数に応じた額（前項に規定する場合にあつては、同項の規定により計算した額）及びウ（その他の場合に掲げる場合にあつては、キ）に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じた手数料を合計した額とする。
- 10 (40)の6の部から(40)の6の3の部、(40)の8の部、(40)の8の2の部及び(40)の9の2の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の額は、イ（その他の場合に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカ）に掲げる当該申請戸数に応じた額（前2項に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）及びエ（その他の場合に掲げる場合にあつては、ク）に掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じた手数料を合計した額とする。
- 11 (略)
- 12 (40)の8の部及び(40)の8の2の部に規定する審査において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりエネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納入しなければなら

らない。

12 (略)

13 (40)の7の部及び(40)の7の2の部における建築物について、判定を行う建築物にウに掲げる建築物(以下この項及び次項において「工場等」という。)以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ア又はイに掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に応じた額及びウに掲げる当該工場等の部分の床面積に応じた額を合計した額(当該合計した額が、ア又はイに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じた額を超える場合にあつては、当該額)とする。

14 前項の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)の判定に係る手数料の額は、ウに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じた額とする。

15 前2項の規定は、(40)の9の部における建築物について準用する。この場合において、第13項中「ウに掲げる建築物」とあるのは「(3)に掲げる建築物」と、「ア又はイに掲げる当該工場等以外の建築物」とあるのは「(1)又は(2)に掲げる当該工場等以外の建築物」と、「ウに掲げる当該工場等」とあるのは「(3)に掲げる当該工場等」と読み替えるものとする。

らない。

13 (略)

14 (40)の7の部及び(40)の7の2の部における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の住戸部分をオ、カ又はキのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、オ、カ又はキに掲げる当該申請の各戸数に応じた額を合計した額(当該合計した額が、キ(当該建築物の住戸部分をオ及びカの区分により計算する評価方法による場合は、カ)に掲げる当該申請の全戸数に応じた額を超える場合にあつては、当該額)とする。

15 (40)の7の部及び(40)の7の2の部における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、オ、カ、キ又はクに掲げる当該申請戸数に応じた額(前項に規定する場合にあつては、同項の規定により計算した額)及びケ又はコに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じた額を合計した額とする。

16 (40)の7の部及び(40)の7の2の部における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、オ、カ、キ又はクに掲げる当該申請戸数に応じた額(前2項に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額)及びサ、シ、ス又はセに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じた額(次項及び第18項に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額)を合計した額とする。

17 (40)の7の部及び(40)の7の2の部における住宅以外の建築物について、判定を行う建築物にスに掲げる建築物(以下「工場等」という。)以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、サ又はシに掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に応じた額及びスに掲げる当該工場等の部分の床面積に応じた額を合計した額(当該合計した額が、サ又はシに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じた額を超える場合にあつては、当該額)とする。

18 前項の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)の判定に係る手数料の額は、スに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じた額とする。

19 (40)の8の部における建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、種類の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、第8項から第10項

までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

20 (40)の8の2の部分における建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、種類の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、第8項から第10項までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

21 前項の規定により一の建築物ごとに算出する場合であつて、当該一の建築物が変更の認定を行う計画に新たに追加される建築物であるときにおける(40)の8の2の部分の規定の適用については、同部種類の欄に掲げる区分に応じ同部額の欄に掲げる額は、それぞれ当該区分と同一の(40)の8の部分に掲げる区分に応じ同部額の欄に掲げる額とする。この場合において、前項中「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とあるのは、「変更の認定を行う計画に新たに追加される建築物」とする。

22 (40)の9の部分における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分をエ、オ又はカのうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカに掲げる当該申請の各戸数に応じた額を合計した額（当該合計した額が、カ（当該建築物の住戸部分をエ及びオの区分により計算する評価方法による場合にあつては、オ）に掲げる当該申請の全戸数に応じた額を超える場合にあつては、当該額）とする。

23 (40)の9の部分における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカに掲げる当該申請戸数に応じた額（前項に規定する場合にあつては、同項の規定により計算した額）及びキに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じた額を合計した額とする。

24 (40)の9の部分における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、エ、オ又はカに掲げる当該申請戸数に応じた額（前2項に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）及びク、ケ又はコに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じた額（次項及び第26項に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）を合計した額とする。

25 (40)の9の部分における住宅以外の建築物について、申請に係る建築物にコに掲げる建築物（以下この項及び次項において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ク又はケに掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に応じた額及びコに掲げる当該工場等の部分の床面積に応じた額を合計した額（当該合計した額が、ク又はケに掲げる当該申請に係る建築物の床面積に応じた額を超える場合にあつては、当該額）とする。

26 前項の規定にかかわらず、申請に係る建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準

を満たしていることを確認する場合に限る。)の申請に係る手数料の額は、コに掲げる当該申請に係る建築物の床面積に応じた額とする。

27 (40)の9の2の部における建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、軽微な変更に該当することを証する書面の交付申請に係る一の建築物(変更が行われない建築物を除く。)ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、種類の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、第8項から第10項までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。